

広島県告示第七百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地
井口二丁目 (二三三二)	広島県広島市西区井口二丁目地内
崩壊急傾斜地の 自然現象の発生原因となる種類	表区域の示の
次図のとおり	区域の名称
井口二丁目 (二三三二)	土砂災害特別警戒区域
崩壊急傾斜地の 自然現象の発生原因となる種類	号三律の土戒定第区域施推砂区す九域で政行進災域の定令に害等土砂二示め第閑防に沙止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法
次図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。